

会議結果（書面開催）

会議名	令和4年度第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会			
会場	—			
日時	—			
委員構成	委員	村山 浩一郎	委員	福原 光次
	委員	橋田 栄一	委員	長沢 正行
	委員	安部 知彦	委員	藤村 恵美
	委員	中西 伸吾	委員	石川 智雄
	委員	桐田 典彰	委員	上四元 恵子
	委員	松岡 泉	委員	末廣 由香里
	委員	萩原 洋子	委員	塩田 裕子
	委員	小徳 薫	委員	森 真奈美
件名・議事	<p>議事</p> <p>◆議題1 第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和3年度「公助」行動計画の取組結果及び令和4年度「公助」行動計画について</p>			
合意事項 決定事項	<p>1 第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和3年度「公助」行動計画の取組結果及び令和4年度「公助」行動計画について</p> <p>・報告、了承された。（意見等は別紙のとおり）</p>			

●総合的な意見

委員からの意見・質問	説明
<p>民生委員の欠員の対応、ひきこもりの方へのアプローチ、自殺を防ぐゲートキーパーの養成など地域の見守り体制の再構築が必要だと思いました。また、町内各課の連携体制はできていると思いますが、専門的な相談機関と地域の見守り体制との連携・協働をどう図っていくか課題だと思います。</p>	<p>地域の見守り体制の再構築や専門的な機関との連携・協働を図っていくためには、「高齢者・障がい者・児童」の各福祉分野の枠を超えて、地域一丸となって取り組んで行く「地域福祉」という考え方が、これまで以上に重要となります。</p> <p>そして、この地域福祉の考え方を具現化していくために、国が提唱している「重層的支援体制」の整備について、芦屋町地域福祉計画の策定の過程と合わせて、本委員会でもご意見を伺って参りたいと思います。</p>

●個別の行動計画に対する意見

取組番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
2	1－（1）情報提供の充実	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通じて、新たな制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを周知します。	積極的な支援サービスの提供については、登録アプリの活用による情報提供ができないでしょうか。	未就学児の保護者向けに町から情報発信できるアプリはないため、これまでどおり各施設を通じて主に紙媒体による情報提供を行います。また、必要に応じて町の広報紙やホームページ、SNSにより情報提供を行います。
4	1－（1）情報提供の充実	◆老人憩の家の指定管理のほか、配食サービス事業や生活支援コーディネーター業務の委託事業の実施をとおして、芦屋町社会福祉協議会が住民に認知されるよう努めます。 ◆生活困窮の相談を社会福祉協議会につなげたり、家族が遠隔地におり日頃の見守りが必要な高齢者の情報を民生委員と共有するなどします。	地域見守りについて、民生委員が欠員となっている地域が増大しています。不在地域での連携要領を確保すべきではないでしょうか。	個々の事例によって対応が異なると考えられるため、統一的な要領等の作成は困難と考えますが、地域活動団体等との連携による対応事例を積み上げていくことで、対応の幅を広げて参りたいと思います。
6	1－（2）相談支援体制の整備、充実	◆認知症地域支援推進員のフォローアップ研修に参加し、相談対応力の向上に努めます。 ◆県などが開催する各種研修に積極的に参加し、職員のスキル向上を図ります。 ◆研修で得た知識を課内で共有し、組織として対応できる体制を整えます。	今後の課題について「ハードクレマーへの対応について、組織として対応できる体制」とありますが、具体的な説明がほしいです。	一般的にハードクレマーと定義されるような人物は、一つの事柄について、同じ主張を何度も繰り返すということが想定されるため、窓口担当者が一人で事例を抱え込まずに情報を組織として共有し、いつ誰が窓口で対応することになったとしても、一貫した対応が取れるように努めます。

取組番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
7	1 - (2) 相談支援体制の設備、充実	◆福岡県介護保険広域連合遠賀支部と連携し、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を開催します。	利用者に対するリスクマネジメントで不安を抱えている介護支援専門員がいます。リスクマネジメント研修も必要ではないでしょうか。	利用者に対するリスクマネジメントとして、カスタマーハラスメントの防止等が考えられますが、職務上の各種ハラスメント対策については、労働施策総合推進法等において一義的には各事業主が対応すべきとされており、研修等も各事業所において、事業主等から介護支援専門員を含む従事者等に対し行われるべきものと認識しています。 町としては、介護保険広域連合と連携しながら、各事業所等におけるハラスメント防止に向けた取り組みを支援するとともに、介護職員に対して、国が策定した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」等の周知を図ること等により、介護現場における各種ハラスメント対策に取り組んで参りたいと思います。
8	1 - (2) 相談支援体制の整備、充実	◆役場への来庁が困難な場合に、必要に応じて民生委員・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。 ◆ひきこもりの方については、ケースワーカーや家族、民間のひきこもり支援団体と連携をとり、支援を行います。	ひきこもり支援について、直接会って課題を抽出することはとても重要だと思いますが、会えない状況が続くのであれば、アプローチの方法を見直すことも必要ではないでしょうか。例えば、町内の子ども食堂では他者との交流を経験するために参加している人がいます。そのことを周囲が理解し、受け入れていました。ひきこもりの人を外に誘い出す施策があると良いのではないかと思います。	保健所圏域ごとに開催される「宗像・遠賀地域プラットフォーム」の中で、自立相談支援機関や保健環境事務所等の関係機関と情報共有や意見交換等を行い、ひきこもりの人を外に誘い出す効果的な施策について検討していきます。
11	1 - (2) 相談支援体制の整備、充実	◆成年後見制度利用促進のため中核機関を通じて、相談体制の整備を図ります。また、町ホームページや広報紙で相談窓口の周知をします。 ◆法律専門職の支援が必要と思われる人に、法テラス等の周知を行います。	介護の専門職でも成年後見人制度の理解は不足していると思います。介護支援専門員や施設の相談員に対して研修等が必要ではないでしょうか。認知症等に関わる介護関係の方々にも理解を深めていただき、制度が必要な方々に情報提供できるようにすればさらに制度の周知が進むのではないかと思います。	相談体制整備の一環として、水巻町を除く郡内3町で中核機関業務を共同委託している「一般社団法人北九州成年後見センターみと」による、介護・及び医療関係者に対する成年後見制度勉強会を年1回開催しており、この取り組みを通じて関係者への制度理解を進めて参ります。

取組番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
16	2 - (2) 要支援者などの情報の共有	<p>◆介護サービス事業者等連絡会で実施する研修会の支援をします。</p> <p>◆地域密着型事業所については、運営推進会議等の機会を捉え、行政と事業所間の情報共有を図ります。</p>	<p>運営推進会議について感染拡大などで会議ができないため、書面開催となっているようですが、今後もその状況は予測できません。そろそろオンライン開催できるよう体制を整えてはどうでしょうか。</p>	<p>地域密着型事業所の運営推進会議については、各事業者が主催者であることから、会議開催方法（対面、オンライン、書面等）の選択は、各事業所が決定することとなります。町としては、介護保険広域連合と連携しながら、いずれの開催方法によるものであっても、適切に運営推進会議が開催されるよう、各事業所に対して助言等を行なって参ります。</p>
26	1 - (2) 地域団体活動の促進	<p>◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」によりボランティア活動やボランティア団体の情報発信を継続して行います。</p> <p>◆掲示スペース等を設ける等、団体の活動が住民により周知されるよう努めます。</p> <p>◆「リーどぼらんていあキッズ」など青少年のボランティア活動を促進し、活動を通じた情報発信を図ります。</p> <p>◆ボランティアに参加をしたことがない住民向けに、ボランティアに興味を持ち、参加しやすいような取り組みを実施します。</p>	<p>ボランティア参加について、「参加しやすいような取り組み」では計画と言えないのではないのでしょうか。</p>	<p>ボランティア事業を検討・実施する際に、未経験者に対しボランティア活動への参加を促すためには、いきなり高いハードルを設定するのではなく、まずは初心者に興味を持ち気軽に参加できる講座などの事業＝参加しやすいような取り組みから始めたいと考えています。</p> <p>少しずつでもボランティア活動に携わる人たちを増やすことで、さまざまなボランティア活動の課題の一つである、人材確保に繋げられるよう努めていきます。</p>

取組番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
30	2-(1) 要支援者などの情報の共有	<p>◆個別避難計画の策定に向け、福祉課と協議を継続していくとともに、個別避難計画のあり方についても協議していきます。</p> <p>◆6月の大雨洪水避難訓練時に区長会役員、訓練参加者とともに意見交換会を行います。</p>	<p>要支援者対応について、積極的な出前講座で対応していただきたいです。</p> <p>自主防災組織などからの支援要請はなかったようですが、どうすれば支援要請しようと思ってもらえるのか検討するべきではないでしょうか。何か考えがとおりなら伺いたいです。</p>	<p>総務課とも連携し、出前講座等での周知を引き続き行なって参ります。</p> <p>・個別避難計画の策定については、避難行動要支援者名簿の対象者と密接な関係があるものです。国の避難行動要支援者名簿、個別避難計画の策定マニュアルを参考とし、現在、福祉課と避難行動要支援者名簿の対象者、作成方法等の見直しを協議しています。その後、見直した内容をもとに個別計画作成について、区長会での説明や各区に出前講座の活用を含めて、積極的に働きかけていきたいと考えています。また、町の避難訓練時に各区には、要支援者への安否確認、避難支援など個別避難計画策定に向けた準備、各区への支援も並行して実施していきます。</p> <p>・町として、個別避難計画の策定の元となる避難行動要支援者名簿について、システム導入を含めた運用の変更を検討しています。導入を想定しているシステムとしては、避難行動要支援者の所在を地図上にマッピングする等、個別避難計画の作成が容易となるようなシステムを念頭に置いています。</p>

取組番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
31	2 - (1) 要支援者などの情報の共有	◆新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、個人情報保護に関する研修会を開催します。	情報の取り扱いについて、取り扱いマニュアルの策定を検討してもらいたいです。	各自主防災組織（自治区）において、避難行動要支援者名簿を管理される方、また、名簿を閲覧して日々の見守り等をされる方に対して個人情報を取り扱う際の注意点などをお伝えしており、その点を踏まえて、各自主防災組織で名簿を活用いただいているものと認識しています。 統一的なマニュアルの作成は、各自主防災組織における独自の活用方法の検討を妨げる恐れもあることから、今後、各自主防災組織等にも意見を伺いながら検討を進めて参ります。
32	2 - (2) 見守り活動の充実	◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけます。 ◆認知症の当事者の思いを発信する形で、認知症への理解や、認知症の人が必要とする支援の在り方を住民に啓発します。	高齢者等検索模擬訓練について、町長対談に変更し、認知症の人の理解を深めることは大切だと思います。しかし、認知症の人の行方不明者が増加している中、徘徊者を発見しても適切な声かけができなければ助けることは難しいのではないのでしょうか。必要以上の抑制は良くないが適切な声かけなどを習得することなどは認知症の人に対する支援として必要です。したがって、声かけなどを実践的に習得できるような施策が必要ではないかと思います。	認知症に関する啓発活動である「認知症サポーター養成講座」を出前講座の一メニューとして実施していますが、この講座の中でも、声かけの方法も含め、認知症の人と接するときの心構え等を啓発しています。今後、各種団体等に、積極的な講座の利用を働きかけ、多くの人に学んでいただく機会を広めたいと思います。 また、認知症の人だけでなく、外見からは分かりにくい困りごとを抱えている人のSOS発信に周りの人が気づき、手助けできる環境の整備に向けて、福岡県が配布している「ヘルプマーク」についての啓発等を行いません。
32	2 - (2) 見守り活動の充実	◆希望自治区に対し、まちづくり計画策定支援を行います。	まちづくり計画の策定自治区がないとのことですが、希望自治区がないのであれば、希望する自治区が現れるような働きかけが必要ではないかと思います。もしくは、まちづくり計画の策定支援という方法自体を見直す必要があるのではないのでしょうか。災害、生涯学習、福祉、環境住宅などの各テーマ・部署が連携して地域に働きかけていく体制づくりが必要ではないかと思います。	まちづくり計画策定支援は、職員が町民による自主的な地域づくりのサポートをすることを目的として平成26年度に開始した自治区担当職員制度の中で、自治区の行事支援とともに実施しているものです。しかし、任意の地縁団体である自治区が画一的に計画策定をすることの負担や、従来の活動で問題なく計画策定の必要はないと感じている区もあったことから自治区長から制度見直しについて意見が上がり、令和元年度から計画策定については希望する自治区のみの実施となりました。令和2、3年度はコロナ禍ということもあり行事支援が全く行われなかったため、令和5年度まで現行の内容で制度を検証し、それ以降の自治区担当職員制度について検討していく予定です。

取組番号	施策の方向性	令和3年度行動計画	委員からの意見・質問	説明
38	3 - (2) 地域防災体制の確立	◆福祉避難所開設マニュアルに基づいた図上訓練を毎年実施します。	福祉避難所開設マニュアルに基づいた図上訓練に、協定を締結した事業者も同席し、イメージの共有につなげることも良いのではないかと考えました。	<ul style="list-style-type: none"> ・協定を締結した事業所にも協力していただき、実際に災害が発生して福祉避難所を開設することになった事例を想定し、模擬訓練（ロールプレイング方式）の実施も検討していきます。 ・実際に災害が発生した場合に備えて、協定締結先とイメージの共有を図ることは非常に有意義であると思われるので、今後、合同での訓練参加等に向けて、協定締結先と協議を行なって参ります。
			図上訓練を実施するだけで問題はないのでしょうか。	実地で訓練を実施する場合には、協定締結先に多大な負担をかけることが想定されるため、まずは図上訓練によりイメージの共有を図って参りたいと思います。